

犬の飼い主のみなさんへ

狂犬病の予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、飼い犬には年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。飼い主の責任として必ず予防注射を受けましょう。



【持ち物】 注射料金3200円と通知のはがき

【日 程】 日曜日にも実施します。

月 日	会 場	時間
4月16日 (木)	東根地区公民館前	午前9時30分～10時30分
	役場裏	10時50分～12時00分
	十王地区公民館前	午後1時15分～1時45分
	鷹山地区公民館前	2時00分～2時20分
4月17日 (金)	中山林業センター前	2時40分～3時00分
	蚕桑地区公民館前	午前10時00分～11時00分
	ハーモニープラザ前	11時20分～12時00分
	鮎貝自彊会駐車場	午後1時30分～2時00分
4月19日 (日)	黒鴨いきいきセンター前	2時20分～2時30分
	役場庁舎裏	午前10時00分～11時30分

※狂犬病予防注射は1頭1針で実施しています。
※どの会場でも受けることができます。

【ご注意】

- ①注射時は犬に逃げられないように、首輪をきちんと付けてください。また、必ず犬をしっかり押さえることのできる飼い主が連れてきてください。
- ②登録していない犬は、この会場では予防注射を受けられません。犬を新しく飼われた場合や、飼い主が変わったり飼い主の住所が変わったときなどは、印鑑と登録手数料（新規登録は3000円）をお持ちのうえ、事前に町民課くらし環境係で手続きをしてください。
- ③ほかのワクチンなどの接種日が近くて心配な場合は、事前にかかりつけの獣医師にご相談ください。
- ④会場における飼い犬のフンなどは必ず飼い主が処理して下さるようお願いいたします。

ルールやマナーを守りましょう

町内の道路や公園における、犬のフンの不始末についての苦情が寄せられています。他人に不愉快な思いをさせるだけでなく、景観を損なうことにもつながります。散歩の際はビニール袋などを携帯し、フンは必ず持ち帰りましょう。

また、町内において登録をしていない犬（未登録犬）が見受けられます。狂犬病予防のため、犬を飼った場合には必ず登録をしましょう。

犬の登録、犬や猫のフンの後始末も、飼い主の重要な責任です。飼い主の皆さんのご協力をお願いいたします。

■問い合わせ 町民課くらし環境係 ☎85-6131

税務出納課からのお知らせ

●軽自動車の廃車・名義変更について

軽自動車税は、4月1日現在で所有している軽自動車など（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）に対して、その所有者に課税されます。そのため、平成27年3月末までに廃車・名義変更の手続きをすると、平成27年度軽自動車税は課税されません。今後使用する予定のない軽自動車などの廃車、名義変更手続きは3月中にお済ませください。

●車両の種類と手続き場所

▼原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車（農耕用を含む）

…町役場税務出納課（4番受付）

税務出納課町民税係 ☎85-6132

▼軽二輪（126～250cc未満のバイク）及び軽三輪及び軽四輪

…最寄りの軽自動車協会

・軽自動車検査協会山形事務所
☎050-3816-1835

・西置賜自動車会館 ☎84-1327

▼二輪の小型自動車（250cc以上のバイク）及び旧大型特殊（農耕用）

…最寄りの運輸局・運輸支局

（山形市の東北運輸局山形運輸支局など）

山形運輸支局 ☎023-686-4711

西置賜自動車会館 ☎84-1327

※持参するものなど詳しくは、お問い合わせください。

●軽自動車税の減免について

身体などに障がいのあるかたの軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。平成27年度の申請期間は、納付書発送後から5月25日（月）（納期限の7日前）までです。

※減免を受けることができる自動車は普通・軽自動車を含めて、障がいのあるかた1人につき1台です。

※障がいの種類や等級により該当にならない場合もありますので、詳しくは税務出納課町民税係までお問い合わせください。

申請の際にお持ちいただくもの

- ①身体障害者手帳 ②免許証
③軽自動車税の納付書 ④印鑑

■問い合わせ 税務出納課町民税係 ☎85-6132